官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示（国土交通八三三）　一
〔その他告示〕
○時刻認証業務の認定に関する規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の認定に関する件（総務二七七、二七八）　一
○円借款の供与に関する日本国政府とパナマ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一七）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（同三一八）　二
○地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一九）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二二六）　三
○国宝を管理すべき団体を指定する件（文化庁一四）　三
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（同一五～一七）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一二三一～一二三八）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局九一、九二）　五
○道路に関する件（中国地方整備局六〇）　五
〔国会事項〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　六
〔皇室事項〕
諸事項　六
〔官庁報告〕
財団関係　六
〔公　告〕
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
官庁　六
裁判所　六
会社その他　六

法規的告示

○**国土交通省告示第八百三十三号**

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第一項第五号の二ロ及び第六号ロの規定に基づき、特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月二十二日　国土交通大臣　中野　洋昌

特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示

（特定貨物鉄道事業者を定める告示の一部改正）

第一条　特定貨物鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
氏名又は名称	住所
日本貨物鉄道株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号

改正前	
氏名又は名称	住所
日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

（特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部改正）

第二条　特定旅客鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
氏名又は名称	住所
（略）	（略）
九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号

改正前	
氏名又は名称	住所
（略）	（略）
九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅中央街一番一号

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○**総務省告示第二百七十七号**

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務を令和七年八月八日付けで認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十二日　総務大臣　村上誠一郎

1　認定に係る時刻証業務の名称　タイムスタンプサービス iScign
2　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　9ea2　f48d　6269　2213　9ced　0601　a565　3abe　0652　dc2d
3　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　edce　6a07　ee6c　914a　409a　2a3b　cd11　6c76　fb26　9b87　bde3　91f4　197e　b27b　817e　6435
4　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　e9a8　30c9　e506　538b　4ed0　cb77　3ca3　ffad　3597　ee57
5　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　22d6　8c5e　6f34　e0d5　0e1f　217a　44ad　c2eb　2480　e7c9　1031　edd4　8f4e　9da9　480d　9b92
6　認定に係る時刻証業務を行う者の法人番号　8021001026306
7　認定に係る時刻証業務を行う者の名称　サイエンスパーク株式会社
8　認定に係る時刻証業務を行う者の名称の英語表記　SCIENCEPARK Corporation
9　認定に係る時刻証業務を行う者の住所　神奈川県座間市入谷西三丁目24番９号

○総務省告示第二百七十八号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務を令和七年八月八日付けで認定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

1　認定に係る時刻証業務の名称　ウインヴアークタイムスタンプサービス
2　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0a1d　9cc6　baf0　fe0c　3910　0514　8d10　9b49　71e4　1474
3　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　7040　6662　a07e　0935　e332　3cb2　f09e　7286　12e1　283e　2ab4　3282　637c　e2a2　dd83　e291
4　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　0548　c03e　9109　11ea　f05b　1cd3　3c46　1522　364b　95d7
5　認定に係る時刻証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　eda9　2bab　9615　e835　097d　acea　b328　ab34　625c　a0bb　ae58　ed7c　edfb　7464　1808　9deb
6　認定に係る時刻証業務を行う者の法人番号　9010001174206
7　認定に係る時刻証業務を行う者の名称　ウインヴアーク１ｓｔ株式会社
8　認定に係る時刻証業務を行う者の名称の英語表記　WingArc1st Inc.
9　認定に係る時刻証業務を行う者の住所　東京都港区六本木三丁目２番１号

○外務省告示第三百十七号

令和七年八月八日にパナマで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパナマ共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、パナマ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパナマ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　三千八百二十八億四千四百万円（三八二、八四四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、パナマ首都圏都市交通三号線整備計画（フェーズ２）（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パナマ共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、パナマ共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京リスク・フリー・レートであって六箇月間の貸出しに適用されるものに年〇・九パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、利子率は、年〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・五五パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　(3)　(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

借款は、パナマ共和国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払又は将来行う支払であって、計画の実施のために必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で既に締結された契約又は締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パナマ共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

5　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパナマ共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパナマ共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

6　パナマ共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してパナマ共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してパナマ共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してパナマ共和国において課される全ての付加価値税

7　パナマ共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びパナマ共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

8　パナマ共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びパナマ共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年八月八日にパナマで

パナマ共和国駐在
日本国特命全権大使　松永一義

パナマ共和国外務大臣
ハビエル・エドゥアルド・マルティネス＝アチャ・バスケス閣下

（パナマ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、パナマ共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年八月八日にパナマで

パナマ共和国外務大臣
ハビエル・エドゥアルド・マルティネス＝アチャ・バスケス

パナマ共和国駐在
日本国特命全権大使　松永一義閣下

○外務省告示第三百十八号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和七年八月十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和七年八月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

記

失効年月日　令和七年八月十二日
発行年月日　令和五年七月二十四日
旅券番号　ＭＪ二三七一四四七

○外務省告示第三百十九号

令和七年七月十四日にボートビラで、地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバヌアツ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震の影響を受けた主要経済インフラの緊急復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億円

3　贈与の供与期限　令和十二年六月三十日

4　署名者

日本側　奥田直久在バヌアツ大使

バヌアツ側　ザビエル・エマニュエル・ハリー外務・国際協力・対外貿易大臣代行

令和七年八月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○財務省告示第二百二十六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年七月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年八月二十二日

財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第23回	2,000,000,000円	103.49円
〃	第24回	2,500,000,000円	104.14円
〃	第24回	10,500,000,000円	104.17円
〃	第29回	5,000,000,000円	101.96円
合計		20,000,000,000円	

○文化庁告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる国宝を管理すべき地方公共団体として山都町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
通潤橋 附・御小屋	一棟	令和五年九月二十五日文部科学省告示第百七号	通潤地区土地改良区	熊本県上益城郡山都町	熊本県上益城郡山都町長原

○文化庁告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
金剛峯寺本坊 大主殿及び奥書院 真然堂 護摩堂 鐘楼 経蔵 山門 会下門 かご塀 築地塀	一二棟	令和六年一月十九日文部科学省告示第二号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地	和歌山県伊都郡高野町大字高野山

○文化庁告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
金剛峯寺 御影堂 西塔 山王院拝殿 山王院鐘楼 准胝堂 宝蔵 大会堂 愛染堂 三昧堂	九棟	令和六年十二月九日文部科学省告示第百六十八号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地	和歌山県伊都郡高野町大字高野山

○文化庁告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
金剛峯寺金堂及び根本大塔 金堂 根本大塔	二棟	令和六年十二月九日文部科学省告示第百六十八号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地	和歌山県伊都郡高野町大字高野山

○農林水産省告示第千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡甲佐町大字横田字岩鼻五三一の一、五三一の二、五三三の一、五三五、五三六の一、五三七から五四〇まで、五四六、五四七の一、五四七の二、五四九の一、五四九の二、五五一、字丸山五五四の一、五五四の一九、五五五の一、五五六、五五七の一、五五九、五六〇、五六一の一、五六二、五六三の一、五六四の一、五六八の一、五六九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩鼻五三一の一・五三一の二・五三六の一・五三七・五三九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　間伐に係る森林の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字三ケ浦乙字小屋平二五六〇の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字サイニヨウ五五一の六、五五一の七、五五四のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸市畑山字芝居乙一〇七一の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芝居乙一〇七一の九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町越知字ヤラ井ソ丁二三四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤラ井ソ丁二三四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市東方字木浦木五九九三の一・五九九三の一九・五九九三の二二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五九九三の一三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字立平一四二五の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町川東字前ノ川向一三七二の一、一三七三、一三七七の二、一三七九、一三八〇、一三八二の一、一三八五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○近畿地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　一号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷六五番一まで	前	C	一〇・五〇～一二・五〇	八・〇〇二	上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。
		B	一二・五〇～一五一・五〇	三・三六三	
		A	一五一・五〇～二〇〇・一九～三五〇・八三	三・三六三	
	後	C	一〇・五〇～一二・五〇	八・〇〇二	
		B	一二・五〇～一五一・五〇	三・三六三	
		A	一五一・五〇～二〇〇・一九～三五〇・八三	三・三六三	
		C	三七・四二～一八一・三四	〇・九四四	
		B	三七・四二～一二五・六〇	〇・九四四	

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	栗東市小野字南尾五三番二から同市上砥山字砥坪二六五七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十三日十四時

○中国地方整備局告示第六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十二日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市南区大福字鴨池一〇番五から同市南区古新田字東新田一五七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十三日二時

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀
委員部長参事野口幸彦海外出張不在中同部長事務
代理を命ずる（八月二十日）

皇室事項

信任状捧呈式

八月二十日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アルメニア特命全権大使モニカ・シモニャンの信任状捧呈式を行われた。

八月二十日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在モザンビーク特命全権大使アルベルト・パウロの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和７年８月22日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県栗東市小野字南尾五三番二から滋賀県栗東市上砥山字砥坪二六五七番一まで

2　指定する期日　令和７年８月23日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車輌の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和７年８月22日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県栗東市小野字南尾五三番二から滋賀県栗東市上砥山字砥坪二六五七番一まで

2　指定する期日　令和７年８月23日

公告

諸事項

道路交通事業財団

山口県周南市松保町７番９号**防長交通株式会社**の路線の表示：起点佐波郡右田村佐野330（佐野）終点吉敷郡小郡町大字下郷1,292（駅前）粁程16.5主たる経過地大道ほかの自動車及びその付属品を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年８月22日　山口地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

破産手続における包括的禁止命令

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の特別調査期間

書面による計算報告

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号
千葉市中央区神明町22番１号
清算株式会社　アートタチバナ株式会社
代表清算人　鈴木　卓憲

１　決定年月日　令和７年８月７日
２　主文　次の協定を認可する。
　　協定
令和７年（ヒ）第１００２号特別清算事件
清算株式会社　アートタチバナ株式会社
１　清算株式会社及び協定債権者は、以下の事項を確認する。
⑴　頭書事件は、令和６年２月19日付で成立した清算株式会社及び協定債権者間の弁済計画（以下､「本件弁済計画」という。）の履行として申立てされたものであること。
⑵　本件弁済計画における協定債権者に対する弁済は、下記金額を基礎に按分弁済するものとされていること。
株式会社千葉銀行：０円
千葉県信用保証協会：27,870,000円
２　協定債権者は、協定債権（これに付随する利息・遅延損害金の一切を含む。）の一切を免除する。
３　前項の免除の後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、協定債権元金額に応じて按分計算した額を追加弁済する。この場合において前項による免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
以上
千葉地方裁判所民事第４部

監 督 命 令

再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　五十頁（号外第一六三号）

令和七年八月二十二日

埼玉県新座市北野三丁目六番三号

（甲）サンケン電気株式会社

代表取締役　髙橋　広

栃木県小山市若木町一丁目二三番一五号

（乙）株式会社パウデック

代表取締役　成井　啓修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十七頁（号外第五十四号）

訂正公告

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　三十二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十五頁（号外第五十四号）

令和七年八月二十二日

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一

ワールドビジネスガーデンマリブウエスト二四階

（甲）株式会社スリーエスコンサルティング　代表取締役　前原　大志

千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一

ワールドビジネスガーデンマリブウエスト二四階

（乙）株式会社スリーエスビジネスイノベーション

代表取締役　前原　大志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十四頁（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月七日
掲載頁　五十七頁（号外第一八〇号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　五十九頁（号外第一五九号）

令和七年八月二十二日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
（甲）株式会社ストレチア
代表取締役　山根　弘
福岡市東区香椎照葉三丁目四番五号
（乙）セイコーメディカルブレーン株式会社
代表取締役　岩井堂政裕
東京都中央区明石町八番一号
（丙）株式会社エヌ・エス・ライフコーポレーション
代表取締役　野村　卓三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　六十六頁（号外第一五六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　六十四頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十二日
東京都文京区本駒込二丁目二八番八号
（甲）ジオテクノロジーズ株式会社
代表取締役社長　八剱洋一郎
北海道札幌市白石区南郷通十二丁目南六番二〇号
（乙）株式会社フォーサ
代表取締役社長　星野　詔彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　一〇八頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　一一八頁（号外第一四八号）

令和七年八月二十二日
東京都新宿区内藤町一番地
（甲）株式会社カンドー
代表取締役　加茂　孝之
熊本県山鹿市津留三〇一三番地の一
（乙）西日本特殊工業株式会社
代表取締役　平川　義徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）ともに
掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　一八三頁（号外第一六七号）

令和七年八月二十二日
東京都中央区日本橋本町四丁目四番二号
（甲）株式会社エス・オー・ダブリュー
代表取締役　奥田　圭太
東京都中央区日本橋本町四丁目四番二号
（乙）株式会社ＧＩ
代表取締役　奥田　圭太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.j-ic.co.jp/jp/
（乙）https://www.j-ic.co.jp/jp/notice/incj/

令和七年八月二十二日
東京都港区虎ノ門一丁目三番一号
（甲）株式会社産業革新投資機構
代表取締役社長　横尾　敬介
東京都港区虎ノ門一丁目三番一号
（乙）株式会社INCJ
代表取締役　亀山慎之介
代表取締役　長田　敬

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　六十頁（号外第八十八号）

令和七年八月二十二日
東京都品川区大崎一丁目二番二号
（甲）フリー株式会社
代表取締役　佐々木大輔
東京都渋谷区桜丘町二六番一号
（乙）ＧＭＯクリエイターズネットワーク株式会社
代表取締役　五十島啓人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://quiz-market.com/koukoku

令和七年八月二十二日
神奈川県川崎市川崎区駅前本町一八番一号
メルスサイトー七〇二
（甲）株式会社ＱｕｉｚＭａｒｋｅｔ
代表取締役　山田　敬汰
神奈川県川崎市川崎区駅前本町一八番一号
メルスサイトー七〇二
（乙）合同会社Ｙｍｄｋｉｔ
代表社員　山田　敬汰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　七十四頁（号外第一六二号）

令和七年八月二十二日
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三三番一号
（甲）ナイス株式会社
代表取締役　津戸　裕徳
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三三番一号
（乙）スマートパワー株式会社
代表取締役　後藤　洋介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙一乃至乙六の権利義務全部を承継して存続し乙一乃至乙六は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙一、乙二）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十一頁（号外第一八二号）

（乙三、乙四、乙五、乙六）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十二日

掲載頁　五十二頁（号外第一八二号）

令和七年八月二十二日

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（甲）株式会社平山産業

代表取締役　平山鋼太郎

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（乙一）株式会社ＤＨＦホールディングス

代表取締役　平山鋼太郎

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（乙二）株式会社平山ミュージック

代表取締役　平山鋼太郎

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（乙三）株式会社平山コンサルティング

代表取締役　平山鋼太郎

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（乙四）株式会社平山工芸

代表取締役　平山鋼太郎

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（乙五）株式会社平山企画

代表取締役　平山鋼太郎

川崎市宮前区小台一丁目七番地五―三〇五号

（乙六）株式会社平山商事

代表取締役　平山鋼太郎

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年八月二十二日

静岡県伊東市銀座元町三―三

（甲）ＯＮＥ　ＷＩＮＧ合同会社

代表社員　株屋根俊彦

静岡県伊東市銀座元町三―三

（乙）合同会社ＤＲＥＡＭ　ＦＡＣＴＯＲＹ

代表社員　五十嵐志保

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://awesomegroup.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十九頁（号外第一五〇号）

令和七年八月二十二日

名古屋市東区泉一丁目二三番三〇号

（甲）株式会社オーサムエージェント

代表取締役　代田　晴久

名古屋市東区泉一丁目二三番三〇号

（乙）株式会社三光アド

代表取締役　代田　晴久

合併公告

左記会社甲及び乙は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

また、左記会社甲及び丙は合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲、乙及び丙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三九号）

（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三九号）

（丙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　九十九頁（号外第一三九号）

令和七年八月二十二日

京都府京都市下京区中堂寺坊城町二八―五

革命ビル

（甲）株式会社ゴリップ

代表取締役　洪　大記

愛知県刈谷市桜町一丁目五三番地

（乙）株式会社ＯＨＡＮＡ

代表取締役　石田　尚武

東京都中央区新川一丁目一番七号ＧＥＭＳ茅場町八階

（丙）ジーホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　隆文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月二十日

掲載頁　一一三頁（号外第二七〇号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　一一七頁（号外第十四号）

令和七年八月二十二日

大阪市港区海岸通四丁目四番一〇号

（甲）ＣＣＨ７ｅ株式会社

代表取締役　川村　治夫

大阪市港区海岸通四丁目四番一〇号

（乙）エヌパット株式会社

代表取締役　生野　真

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.procuebynet.com/ir/koukoku/

令和七年八月二十二日

大阪市中央区上本町西一丁目二番一六号

（乙）株式会社プロキュバイネット

代表取締役　森田　淳二

大阪市中央区上本町西一丁目二番一六号

（乙）株式会社ＯＨＡＮＡ

代表取締役　石田　尚武

東京都中央区新川一丁目一番七号ＧＥＭＳ茅場町八階

（丙）ジーホールディングス株式会社

代表取締役　三宅　隆文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二一頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十二日

大阪市北区堂山町四番一五号

（甲）株式会社ジャパンフーズコーポレーション

代表取締役　安原　隆志

大阪市北区堂島一丁目三番三四号

（乙）株式会社ＯＣ―Ｊ

代表取締役　伊藤　鉄宣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、各社の総社員の同意は令和七年九月二十二日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

大阪府堺市北区北花田町四丁一一〇番地一四

（甲）上合同会社

代表社員　濱口　優子

大阪府寝屋川市新家一丁目四番三号

（乙）ユークリッド合同会社

代表社員　濱口　英之

大阪市此花区朝日二丁目一八番八号三Ｆ

（丙）オードリー合同会社

代表社員　濱口　英之

大阪市此花区朝日二丁目一八番八号五Ｆ

四三九

（丁）モルガン合同会社

代表社員　濱口　英之

大阪市東住吉区公園南矢田一―三二―二―六〇三

（戊）プレステージ合同会社

代表社員　濱口　英之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年九月二十二日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

大阪府寝屋川市新家一丁目四番三号

（甲）フェルマー合同会社

代表社員　濱口　英之

大阪市此花区朝日二丁目一八番八号四Ｆ

四三七　（乙）マッケンジー合同会社

代表社員　濱口　英之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十六日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十二日

神戸市中央区磯辺通四丁目一番三八号

（甲）西本Ｗｉｓｍｅｔｔａｃホールディングス株式会社

代表取締役　洲崎　良朗

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号

（乙）ワイエス商事株式会社

代表取締役　洲崎　良朗

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により石川建設株式会社（乙、住所群馬県太田市浜町一〇番三三号）の不動産保有・賃貸・管理・保全事業、総務・経理事業、グループ管理事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十一頁（号外第一七八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十一頁（号外第一七八号）

令和七年八月二十二日

群馬県太田市浜町一〇番三三号

石川建設ホールディングス株式会社

代表取締役　石川　雅之

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割によりエトリア株式会社（甲、住所神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号横濱ゲートタワー）に対して当社のプリンターの開発・生産に関する事業に関する権利義務の一部を承継させ、甲はそれを承継することにいたしましたので、公告いたします。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　六頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十二日

東京都港区虎ノ門一丁目七番一二号

沖電気工業株式会社

代表取締役　社長執行役員　森　孝廣

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により沖電気工業株式会社（乙、住所東京都港区虎ノ門一丁目七番一二号）のプリンターの開発・生産に関する事業に関する権利義務の一部を承継することといたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　六頁

（乙）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十二日

神奈川県横浜市西区高島一丁目二番五号

横濱ゲートタワー　エトリア株式会社

代表取締役　中田　克典

吸収分割公告

株主及び債権者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の取り扱うａｕショップおよびＵＱショップ運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲および乙の取締役会の承認決議は令和七年八月十九日に終了しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　三十五頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十二日

横浜市西区南幸一丁目一番一号

横浜市西区南幸一丁目一番一号

（甲）ＩＴＸコミュニケーションズ株式会社　代表取締役　高田　泰司

相模原市中央区横山一丁目一番一号

（乙）株式会社ノジマ

代表執行役社長　野島　廣司

吸収分割公告

株主及び債権者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の取り扱うソフトバンクショップおよびワイモバイルショップ運営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲および乙の取締役会の承認決議は令和七年八月十九日に終了しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　三十五頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み。

令和七年八月二十二日

横浜市西区南幸一丁目一番一号

（甲）株式会社アップビート

代表取締役　向井　創

相模原市中央区横山一丁目一番一号

（乙）株式会社ノジマ

代表執行役社長　野島　廣司

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社フルール（住所東京都千代田区三番町五番地一〇―一三〇四号）に対して当社の不動産の取得、保有、賃貸、管理及び経営に関するコンサルティング並びにこれらに付帯する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　五十八頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十二日

東京都千代田区五番町一二番四

株式会社グループ・テイー

代表取締役　齊藤　直人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階

ジャパンコンサルティング合同会社

代表社員　伊丹　浩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ　Ｃｒｅａｔｉｏｎｓ合同会社

代表社員　石川　晋也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ　合同会社パズル

代表社員　柘植　信英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

東京都豊島区上池袋一―二七―三ＨＭ上池袋一一〇一号室　ゆめかな合同会社

代表社員　金髙　伸弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしましたので、この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、効力発生日は令和七年九月二十三日とします。

令和七年八月二十二日

東京都新宿区新宿三丁目一二番四号新宿Ｎタウンプラザ三〇九　合同会社ワイズオフィス

代表社員　武田侑莉那

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

神奈川県横浜市都筑区牛久保西三丁目二番五号　合同会社アステュート

代表社員　宮川絵里子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号はミスティマウンテンホップ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

長野県北安曇郡小谷村大字千国乙一二八五六番地六三　ミスティマウンテンホップ合同会社

代表社員　ウィートリー朋子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

大阪市中央区南船場三丁目七番二七号ＮＬＣビル七階Ｄ　合同会社Ｑｕａｎｔｕｍ　ｊｕｍｐ

代表社員　刀禰　毅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

兵庫県神戸市西区春日台六丁目一七番一三号　合同会社ＩＺＵ

代表社員　大平　泉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十二日

奈良県香芝市五位堂三丁目四五二番地六　合同会社髙松

代表社員　髙松　文香

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百三十六万五千五百円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月十四日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十二日

茨城県つくば市千現二丁目一番地六　株式会社Ｓｔｅｒａ Ｖｉｓｉｏｎ

代表取締役　上塚　尚登

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千百八十八万三千百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十一頁（号外第一七八号）

令和七年八月二十二日

群馬県太田市浜町一〇番三三号　石川建設株式会社

代表取締役　石川　雅之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千三万三千二百六十三円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/167484/announces

令和七年八月二十二日

東京都千代田区神田三崎町三丁目六番一二号神田三崎町ビル四階　株式会社ｉｎｄｅｎｔ

代表取締役　釜形　勇気

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百五十五万三千二百三十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十一頁（号外第一七八号）

令和七年八月二十二日

東京都目黒区青葉台三丁目一三番一一号　株式会社ＢＯＹ　ＮＥＸＴ　ＤＯＯＲ

代表取締役　中村慎之介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/659818/announces

令和七年八月二十二日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号　マイクロジェット株式会社

代表取締役　高橋　良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千六百七十二万円減少し五千万円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

効力発生日は令和七年九月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年九月二十九日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十二日

名古屋市千種区猫洞通三丁目九番地　株式会社ケイ・ウノ

代表取締役社長ＣＥＯ　青木　興一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四百三十一万二千六百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三日

掲載頁　五十七頁（号外第一二二号）

令和七年八月二十二日

北九州市小倉北区浅野三丁目八番一号ＡＩＭビル六階　株式会社ＴｒｉＯｒｂ

代表取締役　石田　秀一

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八十七億四千百二十一万三千九百七十六円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十一頁（号外第一七八号）

令和七年八月二十二日

群馬県太田市浜町一〇番三三号

石川建設ホールディングス株式会社

代表取締役　石川　雅之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二日

掲載頁　一四三頁（号外第一五一号）

令和七年八月二十二日

三重県桑名市長島町福吉字青鷺川八七九番地の五　株式会社サニーランド

代表取締役　片山　義規

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月二十八日

掲載頁　七十四頁（号外第六十九号）

令和七年八月二十二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番一四号

株式会社バリューネットワークス

代表取締役　小谷　陽司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一千百九十七億六千二百六十六万五千四百九十二円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十二日

東京都港区六本木三丁目二番一号

住信ＳＢＩネット銀行株式会社

代表取締役社長　円山　法昭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四十七万五千円、資本準備金の額を一億三千六百九十六万二千二百五十七円減少し、それぞれ一億円、六千六十一万七千八百五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://holoeyes.jp

令和七年八月二十二日

東京都港区南青山二丁目一七番三号モーリンビル三〇三　Ｈｏｌｏｅｙｅｓ株式会社

代表取締役　杉本　真樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百九十九万九千六百七十円減少し五千万円とし減少額全額を資本準備金としたうえで、資本準備金の額を全額減少し、零円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十五日であり臨時株主総会の決議は令和七年八月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　大阪市において発行する産経新聞

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　二十三頁

令和七年八月二十二日

大阪府大阪市港区弁天一丁目二番四号

株式会社ラジオ大阪

代表取締役　上野　慶子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を六十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年八月二十二日

東京都中央区銀座四丁目一二番一五号歌舞伎座タワー七階　株式会社ノースサンド

代表取締役社長　前田　知紘

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十二日

北海道苫小牧市有明町一丁目六番二一号　株式会社苫食

代表取締役　曽賀　剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十二日

東京都江戸川区平井二丁目一六番九号―一〇三　株式会社ウジケ

代表取締役　本田　大

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十二日

東京都葛飾区青戸五丁目二五番二号　株式会社花島シーマン

代表取締役　渋谷　太一

株式併合につき通知公告

当社は、株式一四一株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年十月一日であり、同日における発行可能株式総数は一万株となります。

令和七年八月二十二日

東京都品川区大井一丁目二〇番六号

東京プロバスケットボールクラブ株式会社

代表取締役　大栗　崇司

合併公告及び新設分割公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊及び己の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊及び己は解散することにいたしましたので公告します（以下、「本合併」といいます）。

また、本合併が効力を生じたことを条件として、甲は、新設分割により新設する株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ（住所東京都港区海岸一丁目二番二〇号）に対して、本合併により承継する予定の、本合併前に戊が行っていた、甲のインターネット広告、テレビＣＭ、ブランドムービーの映像制作、ウェブサイトの製作、ブランディング戦略、立案等、事業プロデュースに関する一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します（以下、「本新設分割」といいます）。

本合併及び本新設分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十八頁（号外第一七七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月四日
掲載頁　六十二頁（号外第一七七号）

（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十五頁（号外第一一二号）

（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十頁（号外第一一二号）

（戊）https://www.ad-flex.com/

（己）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十二日
掲載頁　六十七頁（号外第一一二号）

令和七年八月二十二日
東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（甲）株式会社ＮＪＭ２
代表取締役　野島　**廣**司
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（乙）株式会社ＢＣＪ－５９
代表取締役　馬場　正臣
東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（丙）株式会社ストリートホールディングス
代表取締役　海本　桂多
東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（丁）株式会社トライステージ
代表取締役　海本　桂多
東京都港区海岸一丁目二番二〇号
（戊）株式会社アドフレックス・コミュニケーションズ
代表取締役　桑畑　治彦
福岡市中央区大名二丁目六番五〇号
（己）株式会社グランドビジョン
代表取締役　中尾賢一郎

投資主総会開催公告

令和七年十月二十四日に投資主総会を開催いたします。規約第十八条第一項の規定に従い、令和七年七月三十一日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主といたします。

令和七年八月二十二日
東京都港区虎ノ門四丁目一番一七号
ＥＳＲリート投資法人
執行役員　渡邉　和彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十一億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十三日付官報号外第九十一号の八十七頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日
東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
備後町インベストメンツ特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金二十三億五千六百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和六年九月二十五日付官報の号外第二百二十三号六十八頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
アールイーエフツー・インベストメンツ特定目的会社
取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年六月二十六日付官報号外第一四四号一五四頁に掲載されています。

令和七年八月二十二日
東京都中央区八重洲二丁目二番一号
Ｇｒａｖｉｔｙ特定目的会社
取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金六億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00045

令和七年八月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇―二〇一号　ジャパン・アカイシ特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00056

令和七年八月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アマギ特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00033

令和七年八月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・アサマ特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億六千四百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和七年八月二十二日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社
取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　二〇九頁（号外第一三六号）

令和七年八月二十二日
福岡県福岡市博多区上呉服町一〇番一号
博多那珂６開発特定目的会社
取締役　三品　貴仙

債権申出の催告（第三回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十二日
福岡県福岡市中央区渡辺通三丁目一番一〇号
相光グループ勤労者財産形成基金
清算人　砥綿　和昭

訂正公告

令和七年八月十五日（第一五二八号）掲載の組織変更公告中、住所「石川県金沢市才田町戊三三七番地」とあるは「石川県金沢市才田町戊三三七番地」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十二日
石川県金沢市才田町戊三三七番地
㈱同珍茶業M．C
代表社員　徳田　順